

無煙炭化器の無料貸出を行います

町では、果樹剪定で生じる剪定枝や竹林の伐採で生じる竹を資源として再利用して「バイオ炭」を生成し、土壤改良材等として活用することによって、化学肥料使用の低減化やごみ減量化、二酸化炭素の固定化など持続可能な社会の構築に向け、無煙炭化器の貸出を行います。



(モキ製作所HPから引用)

◆無煙炭化器とは

無煙炭化器は、独自の形状により、縁で渦を巻くように燃焼する特徴的な対流燃焼を発生させ、未燃焼ガス(煙)が引き込まれて燃焼することによって、煙の発生が生じにくくなるとともに、外部からの空気が入りこまないため、酸欠による炭化が促進され、比較的短時間でバイオ炭が生成することができる機器です。



燃焼イメージ

(モキ製作所HPから引用)

◆バイオ炭による土壤改良効果

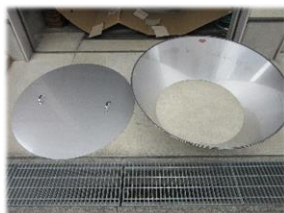
バイオ炭を土に混ぜると、土の保水性・浸水性・通気性を高め、植物の生育を助けます。木炭は土壤改良剤として使用が認められており、生物性・物理性・化学性の観点から、効果が期待できます。



(モキ製作所HPから引用)

◆貸出機器 (軽トラックで運搬可能)

- ①無煙炭化器 M150
(直径 150cm×高さ 45cm、重さ 23kg)、及び火消し蓋 1セット



- ②無煙炭化器 M100
(直径 100cm×高さ 34cm、重さ 7kg) 及び火消し蓋 1セット



◆貸出対象者

- ①町内に住所又は農地を有する果樹等生産者
- ②町内に本店を有する農業法人
- ③町内に本店又は支店を有する農業協同組合
- ④3者以上により構成される団体であって、地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
- ⑤町内会や町民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体
- ⑥その他町長が認める者

◆貸出期間

原則7日以内

◆貸出費用

無料 (運搬費用は申請者負担)

◆貸出申込方法

所定の申請書(次頁)を記載し、産業振興課に提出してください。

◆使用に際しての注意事項

詳細は右記QRコードより町HPをご覧ください。



◆問合せ先 桑折町役場産業振興課農林振興係 Tel.582-2126

第1号様式（第3条関係）

無煙炭化器貸出申込書

令和 年 月 日

桑折町長 様

住 所
申請者（団体名）
代表者氏名
電 話 番 号

無煙炭化器を借り受けたいので、桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、借り受けにあたり桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱を遵守することを誓約します。

記

1 申請者の区分（該当するものに☑してください）

- 町内に住所又は農地を有する果樹等生産者
- 町内に本店を有する農業法人
- 町内に本店又は支店を有する農業協同組合
- 上記3つに掲げる者のうち、3者以上により構成される団体であって、地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
- 町内会や町民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体
- その他町長が認める者・団体

2 借り受けを希望する無煙炭化器の種類（該当するものに☑してください）

- M150（直径150cm）及び専用火消し蓋 1台
- M100（直径100cm）及び専用火消し蓋 1台

3 貸出期間（最長7日間。ただし、団体等の構成員等に貸与する場合は要相談）

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで（ 日間）

4 使用の目的（該当するものに☑してください）

- 果樹剪定枝等からのバイオ炭生成
- 伐採木・枝・竹等からのバイオ炭生成
- その他（ ）

5 使用の主な場所（大字・字名を記載してください）

（ ）

担当及び提出先：産業振興課 電話：582-2126